

2025 年第 23 回学術大会個別報告の応募要項

ジェンダー法学会第 23 回学術大会は、本年(2025 年)12 月 6 日(土)、7 日(日)に津田塾大学小平キャンパス(東京都小平市)において開催予定です。この 2 日目・7 日(日)の午前中の時間帯(9 時 00 分～11 時 00 分)を、ジェンダーと法に関する個別報告にあてることにしています。

この個別報告の設定の趣旨は、すべての会員に研究発表の場を提供する点にあります。とくに若手研究者会員(研究者のキャリアとしての<若手>であって、年齢を問わない)や発表経験の少ない実務家会員、当学会での報告経験の少ない会員の応募を歓迎します。下記の要領で募集しますので、ふるってご応募下さい。なお学会報告にふさわしい内容・水準であること、また、一方的な研究発表の場ではなく、学会会員と議論をする場であることもふまえて、報告時間を厳守し、質疑の時間を必ず確保するようご留意ください。

また、報告内容および報告方法が差別の容認・助長とならないように留意してください。ジェンダー法学会では、すべての学会活動に倫理綱領を適用することが理事会で決定されております。応募に際しては倫理綱領を踏まえてください。

(第 22 回学術大会倫理綱領:[c212e4b4d7dbe325885f2945c80e2c40.pdf](#))

1 報告テーマ

ジェンダーと法に関する研究であれば、テーマは自由

2 報告時間

報告・質疑を合わせて 50～60 分(報告時間 30～40 分、質疑 10～20 分程度)

3 応募資格

- (1)ジェンダー法学会の会員であること(応募時点で未会員の場合は、同時に入会申請をお願いします)
- (2)報告会員は、ジェンダー法学会会計年度による応募年度(2025 年度は 2024 年 10 月 1 日～2025 年 9 月 30 日)までの会費を納入していること(応募と同時に入会申請の場合は 2025 年度の会費を納入していること)
- (3)研究者の場合は、博士後期課程在学ないし修了の院生以上
- (4)個人による応募とし、推薦は不要です。
- (5)共同研究の場合は、連名による応募もできます。ただし、全員が会員である必要があります。

4 応募方法

個別報告申込フォームをジェンダー法学会事務局に送信してください。mail@jagl.jp

なお、論文、著書等の業績があれば、そのリスト、および発表に関連する論文ないし主要論文 1 部を pdf ファイル化して申込フォームと同時に送信してください(論文等の業績のあることが必要条件ではありません)。実務家の場合は、主な業務内容などを自由に記載して下さっても結構です。

また、他学会での報告との重複を避けるために、過去 5 年間の学会等での報告があれば、それも記載してください。

5 申込締切

2025 年 6 月 30 日(月)

6 個別報告可否の決定

企画委員会で審査のうえ、本年7月下旬の理事会で報告の可否を最終決定します。

7 レジюмеについて

レジюмеの配布は各報告者におまかせします。大会レジюмеの共有ドライブを用意いたしますので必要であればご利用ください（アクセス可能期間は、掲載作業完了時から、学術大会終了後 1 週間までです）。

8 学会機関誌への掲載について

報告者には報告内容を広く会員内外に発信していただくために、毎年 1 回発行予定の学会機関誌『ジェンダーと法』に投稿することを推奨いたします。ただし、投稿論文につきましては、別途、査読委員会にて審査のうえ掲載の可否が決定されますので、その旨ご了解ください。

詳細は、学会 HP 上に掲載の学会誌投稿規程をご覧ください。

なお、次号(23 号)の投稿締切は、2025 年 12 月 20 日(金)となっております。